

令和6年10月1日

鹿児島市第2層協議体認定要領を次のように定める。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

## 鹿児島市第2層協議体認定要領

### (目的)

第1条 この要領は、高齢者を地域全体で支えるための体制整備及び地域住民が共に助け合い、支え合う地域づくりを支援することを目的に、地域の多様な関係主体等の情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するものを鹿児島市第2層協議体（以下「協議体」という。）として認定することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「協議体」とは、支えあいの地域づくりを目的に、日常生活圏域における地域の多様な関係主体が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークをいう。

### (所掌事項)

第3条 協議体は次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 目指す地域の姿・方針の共有
- (2) 地域のニーズや資源の把握及び情報共有
- (3) 地域のニーズや課題に対する解決策の検討・実施及び資源開発
- (4) 地域の関係者のネットワーク化
- (5) その他、必要な事項の連絡調整

### (構成)

第4条 協議体は、地域の多様な関係主体等から3団体以上によって組織する。

### (検討及び協議の場)

第5条 協議体は、前条に規定する各構成団体に所属するメンバーの合計5人以上が継続的かつ定期的に参加し、各年度において、2回以上の検討及び協議の場を設ける。

2 前項の検討及び協議の場の各年度において、1回以上は鹿児島市職員及び生活支援コーディネーターが参加する。

### (認定申請)

第6条 協議体の認定を受けようとする者は、生活支援コーディネーターに事前協議を行い、事前協議後、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 鹿児島市第2層協議体認定申請書(様式第1)

(2) その他市長が必要と認める書類

(認定の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、目的及び内容が適正であるかを審査し、認定すべきものと認めるときは、認定をしなければならない。

(認定の通知)

第8条 市長は、前条に規定する認定をしたときは、鹿児島市第2層協議体認定通知書(様式第2)により、認定の申請をした者に通知するものとする。

(認定の取消)

第9条 認定の取消を受けようとする協議体は、鹿児島市第2層協議体認定取消申請書(様式第3)を市長に提出するものとする。

2 市長は、協議体が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 前項に規定する認定の取消の申請があったとき

(2) 市長が認定を不相当と認めるとき

(認定取消の通知)

第10条 市長は、前条の規定により認定を取り消した者に対して、鹿児島市第2層協議体認定取消通知書(様式第4)により通知する。

(地域ケア会議との関係)

第11条 市長は、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議のうち、地域ケア推進会議については、第1条に規定する目的や第3条各号に規定する所掌事項を同じとしていることから、協議体として認定することができる。

2 前項の規定により、地域ケア会議を協議体と認める場合は、第4条から第10条の規定は適用せず、運営等に関する必要な事項は地域包括支援センターが定める。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和6年10月1日から施行する。



様式第2（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿児島市長

印

鹿児島市第2層協議体認定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿児島市第2層協議体認定申請については、審査の結果、貴団体を認定しましたので通知いたします。

様式第3（第9条関係）

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者の住所

申請者の氏名 団 体 名

代表者氏名

鹿児島市第2層協議体認定取消申請書

鹿児島市第2層協議体認定の認定を取り消したいので申請します。

協議体名 (座談会名)	
代表者氏名	
連絡先	
備考	

様式第4（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿児島市長

印

鹿児島市第2層協議体認定取消通知書

年 月 日付で認定された鹿児島市第2層協議体認定について、認定を取り消したので、通知します。